

産業分類表

種 類	基 準	内 容 例 示
建 設 業	土木工事業、建築業及びこれらに附帯する工事を行う事業所	土木工事業、道路舗装工事業、建築工事業、建売業(自己施工)、屋根工事業、建物塗装業、解体工事業、電気工事業、配管工事業、冷暖房設備工事業、大工工事業、左官業など
製 造 業	食品工業、繊維工業、木工業、印刷出版製本業、化学工業、製錬及び金属製造業、機械器具及び輸送用機器製造業、その他すべて物品を製造して卸売する事業所	食料品製造業、調味料製造業、製粉業、たばこ製造業、製糸業、紡績業、衣服身の回り品製造業、製材業、新聞社、出版社、石けん・合成洗剤製造業、自動車製造業、鋳物工業、機械製造業、船舶製造業、玩具製造業、プラスチック製品製造業など
電気・ガス熱供給・水道業	電気、ガス、熱及び水(かんがい用水を除く。)を供給する事業所並びに污水处理を行う事業所	電力会社(サービスステーションを含む。)、ガス会社、水道局(部課付)、下水道局、下水処理場、地域冷暖房業など
運輸・通信業	鉄道、自動車、商船、航空機などによる運輸業、倉庫業、郵便、電信、電話及びこれらに附帯するサービスを行う事業所	私鉄、乗合バス業、運送業、自動車運送業、タクシー業、水運業、倉庫業、旅行代理業、仲仕業、電信・電話業、電話加入権取引業、郵便局など
卸売・小売業 飲 食 店	卸売業(仕入れ卸)、小売業、製造小売業など物品を売買する事業所及び飲食店	貿易商、材木問屋、仲買商、百貨店酒店、飲食店、薬局、書店、行商、たばこ店、ガソリンスタンドなど
金融・保険業	銀行、信託業、証券業、投資業、商品取引業などの金融業及び保険業	銀行、信託業、地方貯金局、金融公庫、信用農業協同組合、質屋、無尽業、証券会社、生命保険業、簡易保険事務センター、貯金事務センター、損害保険業、クレジット業など
サ ー ビ ス 業	個人及び事業所に対し、サービスを行う事業所 なお、放送業、医療、法務、宗教、教育、試験所、非営利団体などの事業所も含む。	旅館、洗濯業、理容業、浴場、写真業、被服裁縫業(材料個人持ち)、物品賃貸業、映画館、劇場、競馬場、遊戯場、放送局、自動車修理業、計算センター、広告業、興信所、法律事務所、病院、保健所、福祉事務所、保育所、協同組合(各種事業)、清掃事務所、産業廃棄物処理業、宗教団体、学校、美術館、図書館、社会事業団体、研究所、経済団体、学術団体、高層気象台、地震・地磁気観測所、獣医業など
公 務	国、都道府県庁及び市区町村役場で、司法、行政並びに立法事務を行う官公署 なお、それぞれの出先機関も含む。	国家事務、国会、税務署、裁判所、刑務所、公共職業安定所、地方事務、都道府県庁、都道府県地方事務所、区役所、町役場、警察署、消防署、気象庁、地方気象台、測候所など
そ の 他	以上の各産業に分類されないもの(農業、林業、漁業、鉱業、不動産業)及び所属産業のないもの	「農業、林業、漁業」〔米作農業、酪農業、植木業、営林局、狩猟業、養殖業など〕 「鉱業」〔金属鉱業、石炭鉱業、石油鉱業、採石業、砂利採取業、鉱山内運搬請負業など〕 「不動産業」〔貸事務所業、貸家業、貸間業、建売業(他人施工)、土地会社、不動産仲介業など〕 勤め先が一定しない内職、日雇いなどや所属産業のないもの、無職

(注) 1. 「日本標準産業分類」による。

2. 官公庁であっても、他の産業の基準欄に示した業務を行う現業庁は、「公務」以外の該当する産業に分類する。